

各関係団体

アンチ・ドーピングご担当者様

日本スポーツ仲裁機構による本年 8 月 18 日付仲裁判断について

公益財団法人 日本アンチ・ドーピング機構
事務局長 浅川 伸

平素より、アンチ・ドーピング活動にご理解とご協力を賜り、御礼申し上げます。

本年 8 月 18 日、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構より、JSAA-DP-2016-001 号の仲裁判断が公表されました。

事案の概要については、別添「JSAA-DP-2016-001 号事案 仲裁判断について」（日本スポーツ仲裁機構作成）をご参照下さい。（仲裁判断の全文については、仲裁機構のウェブサイト参照）

本事案は、競技者が摂取していたサプリメントの汚染に起因してアンチ・ドーピング規則違反が生じたものです。

本事案の競技者は、陽性となった当該競技大会でのドーピング検査の前から継続的に当該サプリメントを摂取しており、以前の別の大会の検査では陰性の結果でした。今回の事例のように、汚染があれば、同じ商品名であっても安全とはいえないということにご注意下さい。関係団体の皆様におかれましては、本事案の紹介を通じ、今一度サプリメントの汚染のリスクについて、競技者への注意喚起を徹底して頂きたいと存じます。

なお、アンチ・ドーピング規則違反に係る、日本アンチ・ドーピング規律パネルの決定や日本スポーツ仲裁機構による仲裁判断については、競技者にとってリスクを認識する上で参考となる情報が含まれております。これらの決定や仲裁判断については、当機構や日本スポーツ仲裁機構のウェブサイトでご参照できますので、競技者に対し当該決定や当該仲裁判断を随時閲覧するよう指導して頂きたいと存じます。

以上

【問い合わせ先】

公益財団法人 日本アンチ・ドーピング機構

TEL : 03-5963-8030 FAX : 03-5963-5709

※電話問い合わせ対応時間：平日 10:00～18:00

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構

Japan Sports Arbitration Agency

〒150-0041 東京都渋谷区神南2丁目1番1号 国立代々木競技場内
TEL 03-5465-1415 FAX 03-3466-0741 E-mail: info@jsaa.jp http://www.jsaa.jp

2017年8月18日

体協記者クラブ御中
JOC 記者会御中
文部科学記者会御中

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構

JSAA-DP-2016-001 号事案 仲裁判断について

2017年1月16日、ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則（以下「規則」という。）に基づく仲裁申立てがあり、同日、当機構は規則17条1項に定める確認を行ったうえで、同項に基づき申立人の仲裁申立てを受理致しました。その後、本件を通常の仲裁事案として3名の仲裁人によりスポーツ仲裁パネルを構成することを決定し、仲裁人として水戸重之氏（仲裁人長）、須網隆夫氏、千葉恵介氏が選定されました。同年8月16日、審問が開催されました。

本日仲裁パネルは仲裁判断を下しました。概要は下記のとおりです。

記

○当事者

申立人：X

被申立人：公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（Y）

○事案の概要

平成28年10月8日に開催された第71回国民体育大会「希望郷いわて国体」自転車トラック・レースに参加した際に、同日実施されたドーピング検査を受けたところ、申立人の尿検体から、世界アンチ・ドーピング機構が公表する2016年禁止表国際基準に定める「S1. 蛋白同化薬／1.蛋白同化男性化ステロイド薬（ASS）／a.外因性 ASS」に該当する、1-Testosterone の代謝物である 5α -androst-1-en-3 α -ol-17-one 及び 1-androstenedione が検出された。

日本アンチ・ドーピング規律パネルは、平成28年12月26日、申立人の日本アンチ・ドーピング規程第2.1項違反を認め、日本アンチ・ドーピング規程（以下「JADA規程」という）10.2.1.1項本文及び同10.11.3.1項に従い、申立人に対し平成28年10月28日を始期とする4年間の資格停止処分を課した。

本仲裁事案は、原決定を不服とする申立人が、原決定の取消し等を求めて、当機構に仲裁申立てをした事案である。

本仲裁手続きの過程で、米国の Sports Medicine Research and Testing Laboratory において、申立人が当時服用していた10種のサプリメントを分析した結果、申立人が当時服用

していた米国の Gaspari Nutrition 社製のサプリメント「ANAVITE」に 1-androstenedione が含まれていることが判明した。

○申立人の請求

- (1) 日本アンチ・ドーピング規律パネルが 2016-008 事件について 2016 年 12 月 26 日にした決定を全部取り消す。
- (2) 仲裁費用は、被申立人の負担とする。

○主文

- 1 日本アンチ・ドーピング規律パネルが 2016-008 事件について 2016 年 12 月 26 日にした決定のうち、「本規程 10.2.1.1 項本文及び同 10.11.3.1 項に従い、申立人を、平成 28 年 10 月 28 日より 4 年間の資格停止とする。」との部分を取り消す。
- 2 日本アンチ・ドーピング規程 10.2.2 項、同 10.5.1.2 項及び同 10.11.3.1 項に従い、平成 28 年 10 月 28 日より 4 ヶ月間の資格停止とする。
- 3 申立料金 54,000 円は、申立人の負担とする。
- 4 被申立人は、申立人に対し、申立人が負担したサプリメントの検査（進行協議期日において確認のうえ実施されたもの）に要した費用のうち、金 56,070 円を支払え。

○理由の要旨

- 1 アンチ・ドーピング規則違反が「特定物質に関連しない場合」であること
申立人の尿検体から検出された禁止物質は、1-Testosterone の代謝物である 5 α -androst-1-en-3 α -ol-17-one 及び 1-androstenedione という特定物質に関連しない禁止物質（以下「本件検出物質」という）である。
- 2 申立人に課されるべき資格停止期間が 4 ヶ月であること
 - (1) 本件 ANAVITE の摂取が「意図的ではなかった」旨の立証の有無（争点 1）

本件では、申立人の尿中から検出された本件検出物質が申立人の体内に侵入した経路が、申立人が 1-androstenedione を含有する ANAVITE（以下「本件 ANAVITE」という）を摂取したことによるものであること、申立人が第 71 回国民体育大会「希望郷いわて国体」自転車トラック・レース（以下「本競技会」という）の約 6 ヶ月前に開催された競技会への参加前にも、ANAVITE を継続的に摂取していたが、当該競技会時に実施されたドーピング検査においては本件検出物質その他の禁止物質は検出されなかったこと等の事実から、申立人が本件 ANAVITE を摂取したことについて、「意図的ではなかった」旨の証明がなされたと判断できる。
 - (2) 本件 ANAVITE の摂取について「重大な過誤又は過失がないこと」の立証の有無（争点 2）

1-androstenedione を含有していた本件 ANAVITE は、「汚染製品」であることが認められる。

また、申立人の尿中から検出された本件検出物質が申立人の体内に侵入した経路が、申立人が 1-androstenedione を含有する本件 ANAVITE を摂取したことによるものであること、申立人が本競技会の約 6 ヶ月前に開催された競技会への参加前にも

ANAVITE を継続的に摂取していたが当該競技会時に実施されたドーピング検査においては本件検出物質その他の禁止物質は検出されなかったこと等の事実からすれば、申立人が本件 ANAVITE を摂取したことについて、「重大な過誤又は過失がないこと」が立証されたものと判断できる。

(3) 「過誤の程度」～資格停止期間の短縮（争点3）

申立人により本件 ANAVITE の摂取について「重大な過誤又は過失がないこと」が立証されたため、JADA 規程 10.5.1.2 項に基づき、申立人に対する資格停止処分は、申立人の「過誤の程度」によって、最短で資格停止期間を伴わない譴責から最長 2 年間の範囲で資格停止期間が短縮されることになる。

本件で、申立人として可能な限りの調査等を行って本件 ANAVITE に禁止物質が含まれていないとの認識を有するに至ったものといえること、申立人が本競技会の約 6 ヶ月前に開催された競技会への参加前にも ANAVITE を継続的に摂取していたが、当該競技会時に実施されたドーピング検査においては、本件検出物質その他の禁止物質は検出されなかったこと、申立人が本件検査時に提出したドーピング・コントロール・フォームにおいて本件 ANAVITE を摂取したことを申告していたこと、申立人がアンチ・ドーピング違反となったのは本件が初めてであること及び日本アンチ・ドーピング規律パネル決定 2015-001 事件（禁止物質（特定物質）を含有していたサプリメントの製品ラベルには競技者の体内から検出された禁止物質の表示がなかったものの、製品ラベルやインターネット検索によって、禁止物質が含まれている可能性を十分に認識できた事情が認められる状況下において、資格停止期間が 8 ヶ月間とされた事案）で競技者に課された資格停止期間との均衡等の事実から、本件における申立人の資格停止期間は、4 ヶ月間が相当といえる。

以上

(JADA 規程参考条文)

10.2.1 資格停止期間は、次に掲げる場合には 4 年間とする。

10.2.1.1 アンチ・ドーピング規則違反が特定物質に関連しない場合。但し、競技者又はその他の人が、当該アンチ・ドーピング規則違反が意図的ではなかった旨を立証できた場合を除く。

10.2.2 第 10.2.1 項が適用されない場合には、資格停止期間は 2 年間とする。

10.5.1.2 汚染製品

競技者又はその他の人が「重大な過誤又は過失がないこと」を立証できる場合において、検出された禁止物質が汚染製品に由来したときには、資格停止期間は、競技者又はその他の人の過誤の程度により、最短で資格停止期間を伴わない譴責とし、最長で 2 年間の資格停止期間とするものとする。

JADA 規程付属文書 1 定義

「汚染製品」とは、製品ラベル及び合理的なインターネット上の検索により入手可能な情報において開示されていない禁止物質を含む製品をいう。